

我孫子市水道料金改定計画策定業務委託

プロポーザル仕様書

令和6年4月

我孫子市水道局

1 業務概要

(1) 背景

本市水道事業は、近年の人口減少等に起因する水道需要の縮小化や節水意識の浸透により、水道事業の根幹をなす料金収入は減少傾向で推移している。さらには、将来の持続的運営に必要な施設や管路の老朽化は着実に進行しており、これらの耐震化を含めた更新需要の増加等、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況となっている。

こうした厳しい事業環境下にあっても、水道利用者である市民のライフラインとして安全で安定した水道サービスを継続することは水道事業者の使命であり、料金改定は市民生活に多大な影響を与えることから、これまで本市水道事業は、平成8年8月に料金改定を行って以来、実質的な値上げを25年以上行わず、料金収入の許す範囲において可能な限りの施設更新を実施することにより健全経営を維持してきた。

現在、本市の現状分析や将来の事業環境の見通しを踏まえ課題を抽出し、課題を解決するための施策と、これを実施する場合の事業計画及び組織体制をはじめとする水道事業費用等を検討するため基本計画及び経営戦略の見直しを行っている。

この中で、今後長期的に適正な更新事業量を実施していくことの必要性を踏まえると、一定の内部留保資金を確保するために必要な方策を講じなければならない時期を迎えている。

本業務では、見直し後の基本計画及び経営戦略に基づき、適正な水道料金の水準と料金体系の検討を実施し、料金改定計画を策定するものである。

(2) 業務内容

本業務は、①経営及び料金の状況について、今般、改定予定である経営戦略から整理を行い、②料金改定の基本条件や基本方針となる事項を設定する。

これらを基に、③収益的収支・資本的収支の見通しについて、財政見通しの検討を行う。なお、検討は条件変更により数ケース算出し比較検討を行った上で、料金水準を設定すること。

また、総括原価の算定にあたっては、公益財団法人日本水道協会「水道料金算定要領」に則し、④料金算定期間の費用を性質別（人件費など）に算定し、部門別（原浄水部門など）に集計整理するとともに、需要家費、固定費、変動費の3費目に分解し、設定した基準により準備料金及び水量料金に配賦し、⑤個別原価に基づく料金体系の検討を行い、⑥料金改定計画を策定するものとする。

(3) 対象区域

本業務の対象区域は、我孫子市水道事業給水区域全域（茨城県取手市小堀を含む）とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）までとする。

2 準拠すべき基準等

受注者は、次の基準等を基本として業務を行うものとする。なお、各号に掲げる基準等のうち、履行期間中に改正又は改訂等により更新された場合については、最新のものに置き換えることとする。

- (1) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- (2) 厚生労働省健康局「新水道ビジョン」（平成25年3月）
- (3) 厚生労働省健康局「水道事業ビジョン作成の手引き」（平成26年3月）
- (4) 厚生労働省健康局「水道事業費用対効果分析マニュアル」（平成23年7月）
- (5) 厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」（平成27年6月）
- (6) 公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月）
- (7) 公益社団法人日本水道協会「水道料金改定業務の手引き」（平成29年3月）
- (8) 公益社団法人日本水道協会「水道施設設計指針」（平成24年7月）
- (9) 公益社団法人日本水道協会「水道施設耐震工法指針・解説」（令和4年6月）
- (10) 公益社団法人日本水道協会「水道維持管理指針」（平成29年2月）
- (11) その他必要と考えられる規格・基準類

3 打合せ協議

業務の履行にあたっては、必要に応じて随時打合せの場を設けるものとする（当該協議に要する交通費等については別途協議するものとする。）。

4 成果品

本業務で納入する成果品は、次のとおりとする。なお、成果品の所有権は発注者に帰属するものとする。

- (1) 我孫子市水道事業料金改定計画
- (2) 我孫子市水道事業料金改定計画（概要版）
- (3) 業務報告書
- (4) (1) から (3) までの電子データ
- (5) その他発注者が必要と認めるもの

【成果品部数】

- (1) 及び (3) はA 4 版黒表紙製本各 4 部、(2) はA 4 版製本各100部提出すること。